明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（防衛八）　一
○標準的な官職を定める省令（同九）　二

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成四年分～平成六年分・平成十四年分～平成十八年分・平成二十一年分～平成二十四年分）を公表する件（総務一九九）　一四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成六年分～平成七年分・平成十六年分・平成十八年分～平成二十年分・平成二十四年分～平成二十五年分）を公表する件（同二〇〇）　一六
○政党助成法の規定による政党の解散等に係る政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件（同二〇一）　一六
○政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件（同二〇二）　一六
○平成二十六年における医療施設静態調査の調査の期日、調査票の様式及び調査票の提出期限を定める件（厚生労働二四五）　一六
○平成二十六年における患者調査の調査の期日、調査票の様式及び調査票の提出期限を定める件（同二四六）　一六
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画を定める件（同二四七）　一六

〔官庁報告〕
国家試験
計量士国家試験合格者（経済産業省）　一七

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一七
裁判所
破産、免責関係　一七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習、中日本高速道路株式会社工事区間変更・工事完了、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一七
会社その他
会社決算公告　一八

省令

○防衛省令第八号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条、第三十一条の四第一項及び第三項、第三十五条第三項、第三十七条第四項、第五十四条第二項並びに第六十七条第一項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において準用する同法第二条第三項第三号並びに国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において準用する同法第六条の規定に基づき、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日　防衛大臣　小野寺五典

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

「第一節　服制（第十六条―第二十条）
第二節　採用、昇任等（第二十一条―第三十八条）
第三節　服務の宣誓（第三十九条―第四十二条）
第四節　勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十三条―第五十条）
第五節　居住場所（第五十一条―第五十六条）
第六節　服務規律（第五十七条―第六十五条）
第七節　懲戒手続（第六十六条―第八十六条）
第八節　勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）」

を

目次中

「第一節　服制（第十六条―第二十条）
第二節　採用、昇任等（第二十一条―第三十八条）
第三節　服務の宣誓（第三十九条―第四十二条）
第四節　勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十三条―第五十条）
第五節　居住場所（第五十一条―第五十六条）
第六節　服務規律（第五十七条―第六十五条）
第七節　懲戒手続（第六十六条―第八十六条）
第八節　勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）
第九節　幹部隊員の採用等の協議の方法（第十五条の三）」

に改める。

第二条　自衛隊法施行規則の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　防衛大臣政策参与

第三章中第八節を第九節とし、第五節から第七節までを一節ずつ繰り下げる。

第四十四条第一項中「（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員を除く。）」を削り、同条第五項中「（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（再任用短時間勤務隊員等を除く。以下同じ。）」を削る。

第四十九条の三中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

第三章中第四節を第五節とし、第三節を第四節とする。

第二十三条の見出しを「（選考による採用）」に改め、同条第一項を次のように改める。

選考による自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。）を除く。第二十九条の三、第三十一条の三及び第四十四条第一項を除き、以下同じ。）の採用（次項に規定する採用及び隊員の幹部職（法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職をいう。）への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。